

時効 宅建 S63-03-2 《#770》

【問】 正誤をつけよ。

時効が完成したときは、その効力は、起算日に遡る。

【答え】 正しい

《ポイント》 時効の効力【★入門】

時効の効力は、その**起算日にさかのぼる**。（民法 144 条）

※ 遡及効

消滅時効

- ・起算点から**権利を有していなかった**ことになる。
- ・債務を負っていた場合、起算日以後の**利息・遅延損害金を支払う必要はなくなる**。

取得時効

- ・起算点から**権利を有していた**ことになる。（原始取得）
- ・**地代相当額**を前所有者に**返還する必要はない**。